

# 大分県地域強靱化計画

平成 27 年 11 月

# 目 次

	(頁)
序 章 大分県地域強靱化計画とは……………	1
第1章 地域強靱化の基本的考え方……………	7
第2章 脆弱性評価……………	13
第3章 地域強靱化の推進方針……………	17
第4章 計画の推進と不断の見直し……………	28
おわりに……………	32
(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果……………	33
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果……………	54
(別紙3) 各プログラムの推進方針……………	62

## 序 章 大分県地域強靱化計画とは

### 1 本県の特長

本県は、温暖な気候の下、多様な動植物が生息する自然の恩恵を受け、ため池、棚田、畑、くぬぎ林など美しい農山漁村風景や、世界農業遺産「国東半島・宇佐の農林水産循環」など優れたシステムを創出し、豊かな農林水産物や食を育ててきた。



〔国東市 くぬぎ林とため池〕

アジアへの玄関口に位置する地の利、天然の良港、豊富な水など有利な自然条件を生かし、東九州自動車道、世界最大級の鉄鉱石運搬船をはじめ大型船舶が着岸可能な港湾施設、豊の国ハイパーネットワークなどの社会基盤整備や多様な人材の育成、新産業都市の指定や東九州メディカルバレー構想の推進、企業誘致や関連地場産業の振興などに努め、半世紀以上もの歳月を費やして、鉄鋼・石油化学・自動車・電子部品のほか、再生可能エネルギーや医療機器関連など多様な産業を集積させてきた。

全国有数の温泉や景勝地、地球活動の遺産であるジオパーク、魅力ある食などの地域資源を背景に、「日本一のおんせん県おおいた <sup>みりょく</sup> 味力も満載」を掲げ、ツーリズムなど交流人口の拡大を図ってきた。「子育て満足度日本一」の実現に向けた取組をはじめ、住居、教育、雇用、福祉、医療などの生活環境の整備や、県立美術館をはじめ、芸術、文化、スポーツ、地域おこしなど多様な活動の場づくりを推進し、UIJターンによる定住者の増加も図りながら、県民一人ひとりが夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる「安心」「活力」「発展」の大分県づくりを進めている。



〔別府の湯けむり景観〕

## 2 本県における災害リスク

多くの恵みをもたらす豊かな自然は、反面、その地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、災害の大きな要因ともなっている。

台風常襲地帯に位置し年間降水量も多い。山地、盆地、平野、リアス式海岸など起伏に富んだ地形は、局所的な大雨や土石流などの発生リスクを高めている。土砂災害危険箇所は全国第5位約2万箇所にも及ぶ。平成17年台風第14号、平成24年7月の九州北部豪雨を遥かに凌ぐ暴風雨が発生すれば、河川氾濫、土砂災害、風倒木災害等により、人、建築物、道路、橋梁などに想像を超える被害が発生しかねない。



〔平成24年九州北部豪雨による被災状況〕



〔土砂災害発生箇所分布図（H16～H25）〕

### 平成24年九州北部豪雨等被害まとめ

人的被害▶死者：3名 行方不明者：1名 負傷者：5名

住家被害▶全壊：36棟 半壊：580棟 一部損壊：21棟 床上浸水：558棟 床下浸水：389棟

被害額▶公共施設：386億円 その他（農林水産商工被害）：63億円

被害総額：449億円

〔出典：H24災害年報〕

直下型地震を引き起こすとされる活断層が周防灘沖や豊予海峡付近から大分市、別府市、玖珠町、日田市にかけて存在する。海溝型地震では、国の地震調査研究推進本部によって今後50年以内に90%程度の確率で発生すると評価される南海トラフを震源とする地震において、大規模な津波とともに国難とも言うべき甚大な被害の発生が見込まれている。平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、平



成26年3月、日田市と玖珠町を除く16市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、特に深刻な津波被害が予想される大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市の沿岸4市は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されたところである。



宮城県気仙沼漁港（宮城県土木部提供）

〔東日本大震災時の津波襲来状況〕



〔大分県の活断層分布図〕

### 南海トラフ巨大地震被害想定

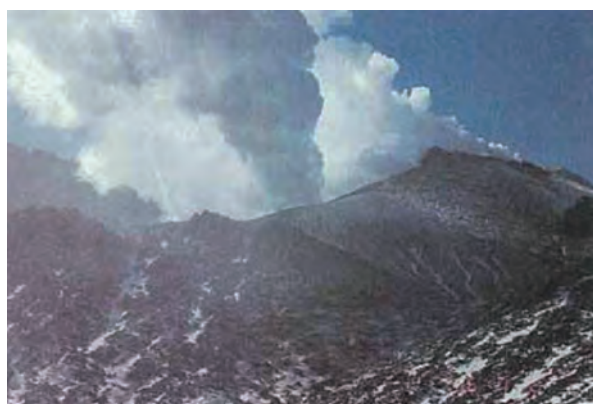
人的被害 ▶ 死者：21,923人 負傷者：6,325人

物的被害 ▶ 全壊・焼失：30,095棟 半壊：30,652棟 床上浸水：20,719棟

経済被害 ▶ 1.7兆円

〔出典：大分県地震津波被害想定調査結果（H25.3.26）〕

九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳が噴火すれば、噴石、火砕流、降灰などにより、別府・竹田・由布市、九重町を中心に人命、財産、平穏な生活を失いかねない。周辺地域は観光客や登山客も多く、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。



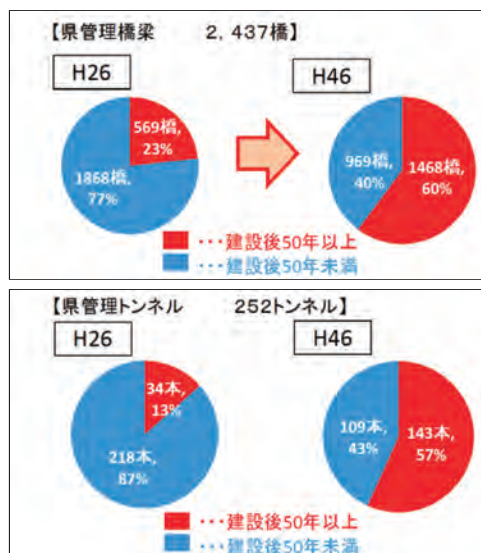
〔平成7年硫黄山の噴火時の状況〕

産業集積や社会資本整備、また、これらに起因する人口集中、活動域の拡大、環境負荷などは、温暖化による地球規模の気

候変動、コンビナートや近隣の原子力発電所などにおける事故、木造家屋密集地域や林野などでの大規模な火災、航空機・鉄道事故などの災害リスクを増大させている。急峻な山地やリアス式海岸など複雑な地形ゆえに必要な数多くのトンネルや橋梁などの社会インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、今後一斉に老朽化し崩落事故等の危険性を高めている。



〔早期の地震・津波対策が必要な大分臨海部〕



〔建設後50年以上経過する社会インフラの割合〕

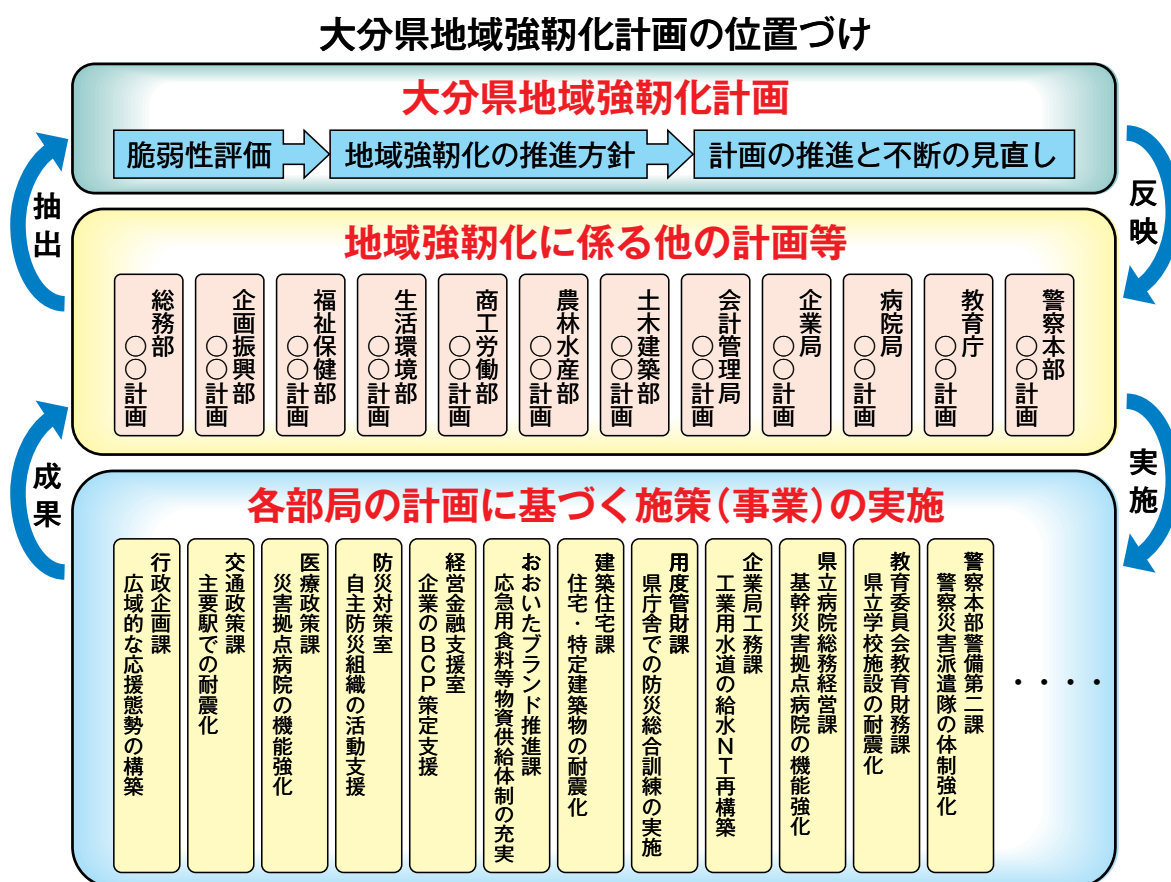
### 3 基本法の制定と地域計画の策定

平成23年に発生した東日本大震災を契機として、また、近い将来に発生すると言われる南海トラフ地震や首都直下地震、更には火山噴火など大規模自然災害等の発生のおそれから、国は平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を閣議決定した。

災害の危機に直面する本県としても、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域強靱化計画」という。）を策定する。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨など大規模自然災害によって重大な危機が実際に発生した場合においても、本県が十分な強靱性を発揮できるように、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、地域強靱化に係る県の他の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。



## 5 地域強靱化計画の特徴

地域強靱化は、防災及び地域振興に資するなど多面性を有していることから、その施策は、少子高齢化・人口減少社会の進展や地方創生の取組など社会情勢の変化や本県の特性を踏まえ、災害発生時に効果を発揮し平時にも活用できること、相互に作用し相乗効果を発揮することなどの観点を持ち、推進されなければならない。また、財源などの資源が限られていることから、施策の持続的な実施のため、既存施設の有効活用や老朽化対策を着実に進めるとともに、防災施設の整備に要する時間等も考慮すると、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや施策の重点化を図ることも必要である。

## 6 地域強靱化の推進に向けて

様々な災害リスクから県民の生命・財産を守り、本県の経済社会活動を維持、発展させるには、防災・減災を柱とする強靱な地域づくりを県全体で加速させなければならない。人口減少社会が本格化する中、ひとたび大規模災害により地域が壊滅的な被害を受ければ、復興は極めて困難であるため、これまで以上に予防的な対策にスピード感をもって取り組む必要がある。

本県が、大規模災害により致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持ち、また、激しく変化する時代においても維持発展し続けるためには、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が、リスクコミュニケーションを通じ、それぞれの役割を認識し連携することが重要である。

このため、本計画を基本として、県民一丸となって総合的かつ計画的に地域強靱化を推進するとともに、本県のみでは解決が困難な国家的課題については、政策の立案・予算措置・制度創設など、あらゆる必要な措置を国に対し求めることとする。



## 第1章 地域強靱化の基本的考え方

### 1 地域強靱化の理念

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、県土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立ち行っていくことが必要である。そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、本県の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、本県における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

この地域強靱化に向けた官民による取組を精力的に進め、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを平時から確保しておくことは、地域住民の生命・財産を守ることのみならず、国・県・市町村・民間それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらす。

また、現在、国において、人口減少に歯止めをかけ、経済成長を図ることに向けて、地方にひとを呼び、しごとをつくる「地方創生」が本格的に進められようとしている。本県においては、大分臨海部コンビナートをはじめとする重要な産業施設の強靱化、地域防災を担う人材の育成、県・市町村、企業、NPO、ボランティアなど様々な主体の連携、道路・通信・交通体系の整備、既存施設の老朽化対策、国土軸の複線化など、地域の強靱性を確保することで、持続的な経済成長を実現し、安定した雇用を確保することは、地方創生にも大きく寄与する。

このため、地域強靱化に向けた取組を国・市町村・民間とも連携して、総合的にス

ピード感をもって推進することとする。

## 2 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた県土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

### (1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本県の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 災害に強い県土づくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワークの強化の視点を持つこと。
- ④ 本県の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑤ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ⑦ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- ⑧ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑨ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を

推進すること。

- ⑩ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑪ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑫ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

#### **(4) 地域の特性に応じた施策の推進**

- ⑬ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑭ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑮ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

### **3 基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～**

「地域強靱化」は、いわば県のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返すことにより、県全体の強靱化の取組を推進する。

- ① 地域を強靱化する上での目標の明確化
- ② リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
- ③ 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- ④ リスクへの対応方針の検討
- ⑤ 対応方策について重点化・優先順位付け
- ⑥ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば県として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的

な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

このような、PDCAサイクルの実践を通じて、プログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善、プログラムごとの目標の設定と工程表の作成による進捗管理の導入など、強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、その取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとする。

## 4 特に配慮すべき事項

### (総合的な視点による経済社会システムの構築)

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状況下では、本県の経済・社会が毀損され、結果として追求したはずの経済効率性を損失してしまう危険性の増大につながる可能性がある。このため、経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性の確保という視点に加え、各種のリスクの存在及び被災後の地域経済の迅速な復興を見据えた長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点が必要である。

### (国、他都道府県及び県内市町村との連携体制の構築)

地域強靱化を効果的に進めるため、国、他都道府県及び県内市町村との十分な情報共有・連携を確保するとともに、市町村地域計画の策定・実施の支援、促進を図る。

### (民間事業者との連携・協力)

地域強靱化を実効あるものにするためにも、国、県、市町村のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が役割分担を明確にし、適切に連携・協力をして推進する必要がある。

また、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、地域強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する必要がある。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な地域強靱化の取組は、各分野におけ



る多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が本県の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、地域強靱化に資する自主的な設備投資（例えば、バックアップの施設やシステムの整備等）や企業間連携の強化、また、地域の一員として自主防災組織や地域住民との協働などを促す。

### **（BCP/BCM 等の策定の促進）**

大規模自然災害等の発生後に県の経済活動を維持し迅速な復旧・復興を可能とするために必要なことは、県や市町村はもとより、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取組の有機的な積み重ねである。このため、企業のBCP（緊急時企業存続計画又は事業継続計画）/BCM（事業継続マネジメント）の策定を促進する。また、企業や地域が連携したBCP/BCM の取組について、国の動向や先進事例を参考に検討を進める。こうしたBCP/BCM の運用に関する前向きな姿勢を企業の文化として定着させることにより、サプライチェーン等の強靱性を確保し、競争力の向上を図る。

### **（リスクコミュニケーションと人材等の育成）**

本県地域強靱化の担い手は県民一人ひとりであり、行政から県民への広報のみならず、県民と行政が双方向でコミュニケーションを行うことにより、県民自らが主体的に地域強靱化について考えることが重要である。そのため、防災・減災に関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保、及び、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点も留意しつつ、県民運動として推進する。

### **（データベース化、オープンデータ化の推進）**

地域強靱化の取組は、リスクコミュニケーションから、社会インフラの維持管理や各分野の調査分析等に至るまで、官民の広範な分野にまたがるものであり、これらの取組をデータに基づき効率的に進めるためには、国、県、市町村、民間等の様々な主体が有する情報を集約化し、これらの様々な主体が情報にアクセスできるようにすることが不可欠となる。このため、国と地方、官と民が適切に連携・役割分担しつつ、

地形・地質等の基盤情報をはじめ各主体が有する様々な情報の共有・データベース化及びオープンデータ化を推進する。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

平成25年12月17日に国土強靱化推進本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

#### (1) 想定するリスク

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、コンビナート災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、今後50年以内の発生確率が90%程度と言われている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていること、平成24年の九州北部豪雨など大規模自然災害は一度発生すれば、県土に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、南海トラフ地震、集中豪雨など大規模自然災害を想定した評価を実施した。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、施策分野を、個別施策分野として、行政機能／警察・消防等、住宅・都市／環境、保健医療・福祉、エネルギー／情報通信／産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全の7分野とするとともに、横断的分野として、リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）、地域の生活機能の維持・地域の活性化、老朽化対策の3分野とした。

#### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

## 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること  II. 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること  III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2)	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3)	異常気象等による度重なる市街地等の浸水
		1-4)	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-5)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	救助・救急、医療、福祉支援活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	情報通信の麻痺・長期停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3)	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-5)	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生
		7-2)	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4)	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5)	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3)		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-4)		高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-5)		広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	



#### **(4) 評価の実施手順**

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を部局横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価した。

ここで、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定した。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握に当たっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに代表的な指標をできる限り選定した。

## **2 評価結果のポイント**

評価結果は、別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

### **(1) 重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要**

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組を進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、部局横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

### **(2) 代替性・冗長性等の確保が必要**

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー／情報通信／産業構造、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアッ

プ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

### **(3) 国・市町村・民間等との連携が必要**

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国・市町村、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

## 第3章 地域強靱化の推進方針

### 1 地域強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる地域強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の7の個別施策分野と3の横断的分野とする。

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市／環境、③保健医療・福祉、
- ④エネルギー／情報通信／産業構造、⑤交通・物流、⑥農林水産、
- ⑦国土保全

(横断的分野)

- ①リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）
- ②地域の生活機能の維持・地域の活性化
- ③老朽化対策

### 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した10の施策分野ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を以下に示す。

これら10の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する部局・市町村等において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

## **(個別施策分野の推進方針)**

### **(1) 行政機能／警察・消防等**

#### **《行政機能》**

- 行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう大分県業務継続計画（本庁版BCPと地域版BCP）を策定しているが、業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの維持向上を図るため毎年度見直しを行う。併せて市町村版BCPの作成を促進する。また、関係機関の連携等により、迅速な復旧復興に向けた資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制整備を図る。【総務部】【生活環境部】【農林水産部】【土木建築部】
- 県庁舎及び地方総合庁舎等は、防災拠点施設としての業務継続が重要であることから耐震化を進めてきたが、津波対策として、県庁舎新館及び別館の受変電設備の高架化などを行う。併せて、施設利用者の安全を確保するため、県有施設の吊り天井の耐震化を行う。【土木建築部】
- 南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となり、その活動拠点となる広域防災拠点が重要な役割を果たすことから、「大分県広域防災拠点基本計画」及び「大分県広域受援計画」を策定し、地域ブロックごとの活動拠点となる候補施設の選定を行うとともに、広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材を整備する。また、救助・救援、孤立集落支援等の迅速・的確な災害応急対応を実施するため、市町村と連携して情報収集体制を強化するとともに、孤立状態となった避難場所等からの救助・救援要請に応える体制を市町村や関係機関と連携して整備する。加えて、「九州・山口9県災害時応援協定（九山協定）」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等による広域応援体制を確保するとともに、様々な事態を想定した訓練を実施する。【総務部】【生活環境部】

#### **《警察・消防等》**

- いかなる大規模自然災害発生時においても機能が維持されるよう、警察署、消防



施設の耐震化を着実に推進し、耐災害性を強化する。【生活環境部】【警察本部】

- 治安の維持や救助活動能力を高めるため、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、各種災害を想定した訓練を継続実施する。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進するとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の無線中継所リンク回線の高度化等を着実に推進する。【生活環境部】【警察本部】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図ると共に、大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。【生活環境部】

## **(2) 住宅・都市／環境**

- 住宅・建築物等の耐震化の目標が達成できるよう、県民への啓発活動とともに、住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル・旅館等の耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、きめ細かな対策を進める。また、病院や社会福祉施設等は、避難所等にも利用されることもあることから耐震化を促進する。さらに、吊り天井など非構造部材及び県営住宅等のガス配管の耐震対策を推進する。【福祉保健部】【教育庁】【土木建築部】【警察本部】
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県・市町村、民間が連携した耐震化などの取組を強化する。また、津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難路の整備にあわせた無電柱化などの対策を推進する。【生活環境部】【土木建築部】【企画振興部】【警察本部】
- 大規模な火災の可能性がある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安心な都市空間の形成を図る。【土木建築部】【企画振興部】
- 大規模盛土造成地等の調査を推進し、大規模地震等への対策を検討する。また、宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成確保なども推進する。【土木建築部】
- 災害発生時に有害物質の大規模拡散・流出等が生じないように、関係機関が連携し

漂流物防止対策や事故発生を想定したマニュアルの整備や訓練などに取り組む。また、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する。【商工労働部】【生活環境部】【福祉保健部】

- 近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して防災対策を推進する。【生活環境部】
- 被災時の公衆衛生を確保するため、下水道施設（処理場、重要な幹線等）及び農業集落排水施設等の耐震化・耐津波対策、老朽化対策を促進する。また、災害時における下水道機能の継続・早期回復に向けた下水道BCP策定を促進する。また、水道施設や電柱の耐震化も促進する。【土木建築部】【生活環境部】
- 災害廃棄物処理計画の策定にあわせて、災害廃棄物の仮置場の確保やその処理方法、さらに処理しきれないがれきを周辺市町村や他地域へ運ぶ広域処理についても円滑に対応できる体制を構築する。【生活環境部】

### **(3) 保健医療・福祉**

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・輸送・治療能力等を上回るおそれがあることから、県外からの応援受入も含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。【福祉保健部】【総務部】【生活環境部】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備に向けた研修、避難所を運営する人材の確保等について、官民が連携して推進する。併せて、支援物資物流を確保するため、インフラ施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【福祉保健部】【農林水産部】【土木建築部】【企画振興部】
- 耐震化が未了の災害拠点病院では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。併せて、災害拠点病院の機能強化を図るため、災害時医療活動マニュアルの策定や災害に備えた訓練の実施を促進する。また、基幹災害拠点病院となる県立病院においては、医薬品や食料等の物資備蓄などにより防災・減災機能を強化するとともに、災害対策として導入した電子カルテデータのバックアップシステムの効果的な運用について検討する。【福祉保健部】【病院局】

- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める。【生活環境部】【福祉保健部】
- 福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難所（福祉避難室）として指定することを市町村に対して働きかけるとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する。【福祉保健部】
- 大規模災害時に県内で必要とされる物資（飲料水、主食、副食、毛布）の備蓄を進めるとともに、備蓄場所についても関係機関と調整を行い、整備を進める。【福祉保健部】
- 市町村において、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え、災害発生時はより迅速的確に実施できるよう、災害時公衆衛生対策チームの体制整備や市町村との連携を強化する。【福祉保健部】

#### **（４）エネルギー／情報通信／産業構造**

##### **《エネルギー》**

- リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。【商工労働部】
- 災害発生時に燃料の不足が発生することがないように、大分県石油商業組合との協定に基づき、中核給油所と小口配送拠点において燃料の備蓄体制を整える。【商工労働部】
- 企業局電気事業の地震対策は、建物・水管橋に続いて水路工作物について優先度の高いものから耐震化を推進する。【企業局】
- 非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、大分港の港湾BCPと製油所のBCPを整合させる。【土木建築部】

##### **《情報通信》**

- 避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し県民へ提供するための体制整備を推進する。また、県民への確実かつ迅速な情報提供に向け、Jアラートの自動起動機や防災行政無線の整備等を促

進する。併せて、全市町村に導入済の災害情報共有システム（Lアラート）の活用を図る。【土木建築部】【生活環境部】

- 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、被災想定箇所の迂回経路の構築を推進するとともに、管路が整備された区間については積極的にケーブルの地中化を図る。また、携帯電話不感地域の解消を促進するため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業を支援する。【商工労働部】

### 《産業構造》

- 企業のBCP策定を促進するため、引き続き商工団体等と連携し、BCPの重要性の周知及び策定支援を行う。【商工労働部】
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な復旧に必要となる体制整備等を定めるため、重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCP策定を推進する。特に大分港の港湾BCPは、非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、製油所のBCPと整合させる。【土木建築部】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施する。また、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化を促進する。併せて、国・県・民間が連携しコンビナート外周護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【生活環境部】【土木建築部】【商工労働部】
- 工業用水の給水停止を回避するため、施設の耐震化や代替性を確保する給水ネットワークシステムの構築など、地震（津波）対策を推進する。【企業局】

### （5）交通・物流

- 災害時の輸送の代替性を確保するため、高速道路の4車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する。【企画振興部】【土木建築部】



- 広域交通網に接続し、地域の暮らしと産業を支える国・県道の整備を推進する。  
【土木建築部】
- 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、災害発生後の輸送経路や迂回路としても利用が可能となるため、整備を促進し、適正な管理及び保全対策により道路網としての役割を維持する。【農林水産部】
- 交通・物流施設が被災すると、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーンの確保が困難となるため、道路や港湾施設の防災対策や老朽化対策を推進するとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【土木建築部】【農林水産部】
- 災害等発生後の輸送経路確保や孤立集落の解消など、迅速な道路啓開が可能となるよう大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、道路管理者と関係機関の共通認識のもと資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制を確立する。【土木建築部】
- 建設関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、建設関係事業者のBCP策定を促進するとともに、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成などの視点に基づく横断的な取組を推進する。また、道路啓開等を担う建設業においては、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、災害時における応急復旧活動を円滑に行う観点から建設機械の自社保有を促進する。【土木建築部】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の体制を整備する。被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実効性を高めるため、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等を行う。また、県内で流通在庫備蓄などの物資が十分に調達できない場合に備え、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る。【総務部】【福祉保健部】【生活環境部】【商工労働部】
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な復旧のため、重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCP策定を推進する。【土木建築部】

## (6) 農林水産

- 大規模自然災害の発生に際して、被災直後の応急食料等の供給を確保するのみではなく、それ以降における食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能を維持するための体制を整備する。【農林水産部】
- 農業水利施設の機能保全計画に基づいた計画的な施設更新や長寿命化対策を推進する。また、過疎化・高齢化の進行により保全管理が困難となった農地や農業水利施設等について、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る。あわせて、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林水産部】
- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山腹崩壊等により発生した多量の流木が橋梁に集積し氾濫を助長するなど、災害発生リスクの高まりが懸念される。そこで、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、間伐を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。また、森林整備を推進するため、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野におけるCLT（直交集成板）等の木材を利用するための普及等に努める。【農林水産部】
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断結果に基づいた対策を推進する。【農林水産部】

## (7) 国土保全

- 地震・津波、洪水・高潮、火山噴火、土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、関係機関が連携してハザードマップ作成や避難計画の策定などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、想定を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。【生活環境部】【農林水産部】【土木建築部】【教育庁】
- 高潮被害に対して整備を進めてきた本県の海岸保全施設は、比較的発生頻度の高い津波についても対応した施設整備を推進する。整備に際しては、津波遡上シミュ

レーションや耐震性能照査等に基づき、粘り強い構造を基本とした海岸堤防の整備や河川管理施設の津波対策を行うとともに、地震・液状化対策を検討する。【農林水産部】【土木建築部】

- 過去に浸水被害が発生した地域の河川改修、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き推進する。また、浸水実績のある市町村においては、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。【土木建築部】
- 河川改修やダム建設などのハード対策はソフト対策と適切に組み合わせ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。また砂防設備・河川管理施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づく更新や改修を推進する。【土木建築部】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定を加速するなどのソフト対策を推進する。また、ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に推進する。【土木建築部】
- 農業用ため池の多くは築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高いことから、農業用ダムとともに耐震調査を行い、施設の維持・補修を計画的に実施する。また、あわせて減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策を推進する。【農林水産部】
- 治山施設の整備等による防災減災対策、災害の発生が懸念される河川沿いや急傾斜地の人工林を中心とした間伐、鳥獣害防止施設等の整備など、ハード対策・ソフト対策を合わせて推進する。【農林水産部】

### **（横断的分野の推進方針）**

#### **（1）リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）**

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。

- 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けることや人と人のつながり絆の大切さを学ぶことができる防災教育の一層の充実を図る。
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

## **(2) 地域の生活機能の維持・地域の活性化**

- 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等による地域生活交通システムを形成する。また、必要に応じて各集落にある生活拠点の多機能化を図ることとし、柔軟な発想や規制緩和により、少子化で廃校となった校舎を活用したコミュニティ・ビジネスや、平時は地区の集会所として活用する避難所の整備、道の駅の機能強化などを実施する。
- 若者の定住やUIJターンを促進するため、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図るとともに、子どもたちに郷土の自然・歴史・文化・偉人の素晴らしさを伝え地域を愛する心を育むことに努める。
- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の体制・装備・訓練を充実強化する。また、少子高齢化・人口減少等に伴い、地域防災の担い手を確保することが困難となっている。このため、地域における防災意識の啓発活動や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たすなど自主防災組織の活動の要となる防災士を養成するとともに、スキルアップ研修の充実やネットワーク化により防災士の活動しやすい環境づくりを進めるなど、市町村と連

携して自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む。また、集落の孤立を防ぐ道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、県民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する。

### **(3) 老朽化対策**

- 高度成長期以降に集中的に整備された公共施設等が、今後、一斉に老朽化することを踏まえ、県民の命を守るとともに、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、公共施設等の適切な維持管理・更新等を実施する。
- 特に、県民生活や地域の経済活動の基盤である道路や橋梁等の公共インフラ施設については、施設の状態を的確に把握し、計画的かつ戦略的に維持管理を行うため、施設の点検を着実に進め、対策の内容や時期等を長寿命化計画（個別施設計画）として策定し、計画に基づき適切なタイミングで補修等を実施、そして、それらを台帳で管理するといったアセットマネジメントの取組を着実に推進する。併せて、維持管理に係る技術者の育成等体制面の整備も図る。



## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 1 県の他の計画等の必要な見直し

基本法にあるように、本計画は、本計画以外の国土強靱化に係る県の計画等の指針となるべきものであり、地域強靱化に関しては他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画である。

言い換えれば、様々な分野の計画等の推進が本県の強靱性に影響を及ぼし得るといふ事実を鑑み、地域強靱化に関する県の他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、地域強靱化が総合的かつ計画的に進められることになる。

このため、本計画を基本として、地域強靱化に係る県の他の計画について毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

### 2 地域計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。また、それ以前においても毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。特に、本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、県が実施し、又は把握している施策を基に行ったものであり、今後、市町村や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象に含めることが必要となる。また、災害の個別事象をリスクとして特定化し、地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価へと進化させる必要がある。このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### 3 プログラムの推進と重点化

#### (1) アクションプランによる進捗管理とPDCAサイクル

地域強靱化は、第2章で示した脆弱性評価において想定した、35の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを意図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る県の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、毎年様々な施策を展開していくものである。

また、各プログラムについて脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに部局連携の基で施策を実行し、その進捗等に応じてプログラムを見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら、プログラムの推進方針を軌道修正していく必要がある。

このため、第2章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を別紙3に示すとおりとし、これに進捗状況を把握する代表的な指標を加えた各プログラムの推進計画を「大分県地域強靱化アクションプラン」としてとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すというPDCAサイクルを回していくこととする。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに代表的な指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

#### (2) プログラムの重点化

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして45のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえ、重点化すべき15のプログラムを選定している。

本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、基本計画の重点化すべきプログラムを参考に、県の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、16の重点化すべきプログラムを選定した。16の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進

に努めるものとする。

### 重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2)	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-3)	異常気象等による度重なる市街地等の浸水	
		1-4)	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	
		1-5)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-6)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	
	II. 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	情報通信の麻痺・長期停止
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3)	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4)	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	
IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態	
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-4)	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

### (3) プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、部局横断的な施策群であり、いずれも、一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局・市町村等において推進体制を構築して、構成員同士でデータを共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画

の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

## **4 市町村地域計画の策定・推進**

### **(1) 市町村地域計画策定の必要性**

地域強靱化を実効あるものとするためには、国・県のみならず市町村や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また、市町村が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、市町村が地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、市町村住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる市町村づくりを通じて、市町村の経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。

このため、市町村が市町村の他の計画等の指針となる市町村地域計画を積極的に策定し、他の計画等の見直し・推進等を通じて、強靱な地域づくりを総合的に推進する必要がある。

市町村地域計画を策定して市町村の強靱化を図る上で、財源を含む限られた資源の中で市町村住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、何を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要となる。そのためには、現状の施策やその進捗状況など客観的なデータ等も活用し、地域住民等の理解を得ながら取組を進めることが不可欠である。

### **(2) 県における支援等**

市町村地域計画は県計画との整合が必要であり、また、市町村地域計画の中で県の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、市町村地域計画の策定に当たっては、市町村と県が十分に連携・協力する必要がある。

このため、県は市町村地域計画の策定が円滑に図られるよう国の動向や県地域強靱化計画に関する情報を積極的に提供するとともに、必要に応じて地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする。

## おわりに ～強靱な本県地域づくりに向けて～

本県の地域強靱化に向けた取組は、これまで各部局が分野ごとに取り組んできた施策を、共通の目標に即して組み立て直す作業でもある。各部局においては、実効ある連携体制の下で、必要な施策を計画的に実行に移していくことが肝要である。また、PDCAサイクルの実践を通じて、事前に定める復興計画に基づき被害の最小化を図る事前復興の考え方を取り入れた都市計画や地域づくりなど新たな施策・事業の検討、プログラム、施策の重点化に関する不断の見直し、脆弱性評価手法の改善、工程表の作成による進捗管理の導入、取組内容の可視化など、強靱化の取組を順次ステップアップしていくことが肝要である。これらを踏まえて、施策を適切に推進していくこととする。

一方、本県地域強靱化は県だけで実現できるものではなく、市町村や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智を結集し、国との連携を図りつつ、本県の総力を挙げて取り組むことが不可欠である。そして、県民一人ひとりが、自助、共助の精神を世代を超えて受け継ぎ、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動する文化を根付かせることが取組の基礎となる。

このため、県においては、本計画の推進・進捗管理を行うのみならず、本計画の内容が、県民に正しく理解され、市町村、民間事業者や県民の行動規範に広く浸透し、適切に実行されるよう努める。また、県内市町村による基本法に基づく地域計画の策定・推進を促進支援するとともに、各々の地域計画では対応しきれない課題について広域の見地から調整していくこととする。これらが本計画に反映されること等を通じて、強靱化の取組を昇華させつつ、強靱な本県地域づくりを着実に実現していくこととする。



## (別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1) 住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅が72% (H23)、特定建築物が85% (H24)、県立学校が99% (H26)、私立学校が89.7% (H26)と一定の進捗がみられるが、県民への啓発活動とともに、住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用し、地震に対する安全性が明らかでないホテル・旅館等の耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、耐震化の目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材及び県営住宅等のガス配管の耐震対策を推進する必要がある。【生環】【土木】【教育】【警察】
- 特に、県有建築物 (99% (H25))、県立学校 (99% (H26))、病院 (73% (H26))、社会福祉施設 (92% (H26)) 等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。【福祉】【土木】【教育】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が必要である。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【企画】【土木】
- 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化により、都市の骨格となる街路等の整備を実施する必要がある。また、避難場所となる都市公園の計画的な整備・更新を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る必要がある。【企画】【土木】
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要がある。【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院】【教育】【警察】

#### (代表的な指標)

【企画】耐震化が完了した主要駅 (1日あたり乗降者1万人以上) ▶ 1駅 (H26)

【企画】改善した重点密集市街地の面積▶ 15.2ha (H26)

【福祉】災害拠点病院の耐震化率▶ 92% (H26)

【福祉】社会福祉施設の耐震化率▶ 92% (H26)

【生環・教育】私立学校、県立学校の耐震化率▶ 私立：89.7% (H26) 県立：99% (H26)

【土木】住宅・特定建築物の耐震化率▶ 住宅：72% (H23) 特定建築物：85% (H24)

【土木】無電柱化の整備延長▶ 65.0km (H25)

【土木】吊り天井耐震化された県有施設▶ 0棟 (H26)

【土木】ガス管の耐震化がなされている県営住宅▶ 385棟 (H26)

### 1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な部局・機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば、人口・機能が集積する臨海部産業地域や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、ハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策を検討する必要がある。【生環】【農水】【土木】【教育】【警察】
- これまで大分県の海岸保全施設は、高潮被害に対して整備を進めていたが、東日本大震災を受け、今後は、比較的発生頻度の高い津波についても、施設整備の推進を図る必要がある。【農水】【土木】
- 津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【生環】【土木】【教育】
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【生環】 地域津波避難行動計画を策定した自治会数 ▶ 575地区 (H26)

【農水・土木】 海岸保全施設の整備延長 ▶ 24.0km (H26)

### 1-3) 異常気象等による度重なる市街地等の浸水

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策が必要である。【生環】【農水】【土木】
- 河川改修やダム建設などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【農水】【土木】
- 排水機場や管渠等の排水施設の整備を推進する必要がある。また、過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減を引き続き推進する必要がある。【土木】
- 平成23年3月に関係する16市町が洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取り組みを行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、県内の市町村や地域が一体となって洪水避難対策を推進することが重要である。また、浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップを作成・公表する必要がある。【土木】

(代表的な指標)

【土木】 浸水対策が行われた地区数 ▶ 30地区 (H26)

【土木】 内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数 ▶ 5市町 (H26)

【土木】 洪水ハザードマップを作成・公表した市町村の数 ▶ 16市町 (H25)

【土木】 下水道による都市浸水対策達成率 ▶ 48% (H26)

#### 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

- 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）する必要がある。【土木】
- 火山噴火災害に対して、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する必要がある。【生環】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定を加速する必要がある。また、ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に実施していく必要がある。【土木】
- 想定される地震動に対し、農業用ダムが十分な耐震性能を有しているか診断を行う必要がある。併せて、施設の維持・補修を計画的に行うことが重要である。また、ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策にも取り組み、地域防災力を強化する必要がある。【農水】
- 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。しかし、山地災害危険地区の整備率は平成26年度末で30%と低いことから、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。【農水】
- 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地の人工林を中心に間伐を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する必要がある。【農水】

##### （代表的な指標）

- 【農水】 農業用ダムの耐震性診断の実施率▶70%（H26）
- 【農水】 ため池のハザードマップを作成した箇所数▶22箇所（H26）
- 【農水】 山地災害危険地区の整備地区数▶2,060地区（H26）
- 【土木】 土砂災害危険箇所整備率▶28.7%（H26）
- 【土木】 土砂災害警戒区域指定率▶21.3%（H26）

#### 1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村におけるJアラート自動起動機の整備や防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。併せて、避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。【生環】【土木】【警察】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【福祉】【生環】

##### （代表的な指標）

- 【生環】 全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備した市町村数▶18市町村（H26）
- 【生環】 災害情報共有システム（Lアラート）を導入した市町村数▶18市町村（H26）
- 【生環】 県民安全・安心メールの登録者数▶22,251人（H26）
- 【生環】 防災行政無線を整備した市町村数▶17市町村（H26）

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【農水】【土木】
- 発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【総務】【生環】【農水】【土木】
- 水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導していく必要がある。【生環】
- 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の5カ年計画で整備を進めているが、備蓄場所在が確定していない地域があるため、関係機関との調整が必要である。【福祉】
- 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定を大分県石油商業組合と締結しているが、今後、国の補助事業を活用し、協定内容に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において備蓄体制を整える必要がある。【商労】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める必要がある。併せて、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。【福祉】【商労】
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄も不足するときは、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務】【生環】

#### （代表的な指標）

- 【福祉】 避難者用の現物備蓄物資（主食）充足率▶46%（H26）
- 【生環】 水道施設の基幹管路の耐震化率▶17.6%（H25）
- 【商労】 流通在庫備蓄（災害時における生活必需物資の供給）に関する協定数▶18団体（H26）
- 【商労】 災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数▶42箇所（H26）
- 【土木】 重要港湾における港湾BCP策定割合▶80%（H26）
- 【土木】 耐震強化岸壁の整備率▶33%（H26）



## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検に着手し、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持する必要がある。また、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の推進も必要である。【農水】
- 県都大分市と12生活圈域の中心都市を結ぶルート等の橋梁の耐震化を進めてきたが、今後は、圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。併せて、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を含む啓開ルートを重点化して道路法面对策を推進する必要がある。【土木】
- 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有をしておく必要がある。【土木】

(代表的な指標)

【農水】 農道・農道橋等の保全対策の進捗率 ▶ 70% (H26)

【土木】 道路橋梁の耐震化率(緊急輸送道路) ▶ 86% (H26)

【土木】 道路法面の対策率(最優先啓開ルート) ▶ 41% (H26)



## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する迅速、的確な応急活動が必要となり、その活動拠点となる広域防災拠点が重要な役割を果たす。現在、「大分県広域受援計画」及び「大分県広域防災拠点整備計画」を策定し、地域ブロックごとの活動拠点となる候補施設の選定を行うこととしているが、これと並行して、広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材を整備する必要がある。【生環】
- 警察施設の耐震化率86%（H26）、消防施設の耐震化率77%（H26）と耐震化を進めているが、今後も、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。【生環】【警察】
- 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により、即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊を編成し、実践に即した訓練を実施しているが、今後も、各種災害を想定した訓練を継続実施する必要がある。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、県内の人材だけでは不足することが考えられるため、県外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく必要がある。【福祉】【生環】【土木】

(代表的な指標)

- 【生環】 地域ブロック活動拠点等（広域防災拠点）の選定数（受援計画の策定）▶0ブロック（H26）
- 【生環】 消防施設の耐震化完了の割合▶77%（H26）
- 【生環】 消防団員の条例定数に対する充足率が95%以上の市町村数▶7市町村（H26）
- 【警察】 警察署の耐震化率▶86%（H26）
- 【警察】 警察災害派遣隊の体制強化、航空機等装備資機材の整備高度化▶即応部隊5部隊・一般部隊6部隊を編成（H26）

## 2-4) 救助・救急、医療、福祉支援活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 平成26年5月に災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定を大分県石油商業組合と締結しているが、今後、国の補助事業を活用し、協定内容に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において備蓄体制を整える必要がある。【商労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る必要がある。【商労】
- エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため、道路や護岸等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【農水】【土木】

(代表的な指標)

- 【商労】 災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数▶42箇所（H26）（再掲）
- 【商労】 再生可能エネルギー供給量▶22,090TJ（H25）

## 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の5カ年計画で整備を進めているが、備蓄場所についても、関係機関との調整が必要である。【福祉】
- 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時退避施設として都市公園の整備を進める必要がある。【土木】
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の取組を推進する必要がある。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【福祉】 避難者用の現物備蓄物資（主食）充足率▶46%（H26）（再掲）

## 2-6) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの県民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【総務】【福祉】【生環】
- 災害拠点病院の耐震化率は92%（H26）と整備は進んでいるが、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できなくなるおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。併せて、災害時医療活動マニュアルの策定や災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。【福祉】
- 基幹災害拠点病院である県立病院において防災・減災機能（食料・水の確保、浸水対策など）の強化を図るとともに、災害時に必要な医療を提供できるよう災害対応訓練の実施等により機能強化を図る必要がある。また、災害対策として電子カルテデータを県外にバックアップするシステムを導入しているが、効果的な運用について検討する必要がある。【病院】
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める必要がある。【生環】【福祉】
- 福祉避難所については、福祉施設を中心に指定を推進してきたが、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難所（福祉避難室）として指定することを市町村に対して働きかける必要がある。併せて、運営や支援の在り方、人材の確保等について、官民が連携して検討する必要がある。【福祉】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の指定目標数は達成済であるが、今後は、隊員の研修を推進し機能強化を図る必要がある。併せて、インフラ被災時には、現地に到達できなくなるおそれがあるため、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る必要がある。【福祉】【農水】【土木】

(代表的な指標)

【福祉】 大分DMAT隊員登録者数▶300名（H26）

【福祉】 災害拠点病院の耐震化率▶92%（H26）（再掲）

【福祉】 災害拠点病院のうち災害時医療活動マニュアルを策定している病院の割合▶100%（H26）

【福祉】 災害拠点病院のうち災害実働訓練を実施した病院の割合▶77%（H26）

【福祉】 福祉避難所を指定している小学校区の割合▶59%（H26）

## 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生防止のため、平時から市町村で予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え、災害発生時により迅速的確に実施できるよう取組を促進する必要がある。【福祉】
- 被災地で地区災害対策本部保健班が行う公衆衛生活動を支援する災害時公衆衛生対策チームの派遣体制等について検討を行う必要がある。【福祉】
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震化・耐津波対策に着手し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であるので、平時から災害に備えるために下水道BCPを策定する必要がある。【土木】

(代表的な指標)

【福祉】 災害時公衆衛生対策チームの体制整備・研修実施 ▶ 1回/年 (H26)

【福祉】 予防接種法に基づく予防接種率 ▶ 麻しん：96.5% (H26) 風しん：96.5% (H26)

【土木】 下水道施設の耐震化、耐津波対策に着手した市町村数 ▶ 2市町 (H26)

【土木】 下水道BCPを策定した市町村数 ▶ 3市町 (H26)

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】
- 警察署の耐震化率は86% (H26) であることから、地域の治安を維持する拠点施設の耐災害性を強化する必要がある。【警察】
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、災害警備訓練を実施している。今後も各種災害を想定した訓練を継続実施していく必要がある。【警察】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく必要がある。【警察】

(代表的な指標)

【警察】 警察署の耐震化率 ▶ 86% (H26) (再掲)

【警察】 合同訓練、災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施 ▶ 適宜実施

【警察】 自起動式発動発電機の整備台数 ▶ 28台 (H26)

【警察】 可搬式発動発電機の整備台数 ▶ 42台 (H26)

### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務】【生環】
- 平成25年10月に本庁版BCPを作成、平成26年3月に地域版BCPを作成しており、今後、毎年度見直しを行うことで、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図る必要がある。【生環（総務）】
- 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、県庁舎及び地方総合庁舎等の設備関係の耐震化をH23年度より進めている。今後、津波対策として県庁舎新館及び別館の受変電設備の高架化などを行う必要がある。【土木】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【商労】
- 警察署の耐震化率86%（H26）、消防施設の耐震化率77%（H26）となっており、南海トラフ巨大地震のような大規模災害発生時には、警察、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。【生環】【警察】
- 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定書を大分県石油商業組合と締結しており、今後、協定内容に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において備蓄体制を整える必要がある。【商労】
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【農水】【土木】
- 県有施設の吊り天井の耐震化を行うことにより、施設利用者の安全を確保する必要がある。【土木】

#### （代表的な指標）

【生環】 大分県業務継続計画の見直し▶毎年度の見直し

【商労】 災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数▶42箇所（H26）（再掲）

【土木】 防災拠点施設の設備防災対策棟数▶9棟（H26）



## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 情報通信の麻痺・長期停止

- 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、ケーブルの地中化や被災想定箇所の迂回経路の構築を推進しているところであるが、架空区間は引き続き災害による断線が想定されるため、管路が整備された区間については積極的に地中化を図る必要がある。【商労】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【農水】【土木】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の無線中継所リンク回線の高度化等を着実に推進する必要がある。【警察】
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、不感地域の解消を図る必要がある。【商労】
- 災害情報共有システム（Lアラート）は全市町村で導入済みであり、今後も活用を図っていく必要がある。【生環】

（代表的な指標）

【生環】 災害情報共有システム（Lアラート）を導入した市町村数▶18市町村（H26）（再掲）

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。【商労】
- 企業のBCPについては、大企業では22%（H23）、中小企業では4%（H23）にとどまっているため、策定を促進し、その実効性を向上させるため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う必要がある。【商労】
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な復旧に必要な体制整備等を定めるため、平成28年度末までに重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPを策定する必要がある。【土木】
- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することを目的として大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有をしておく必要がある。【土木】
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【農水】【土木】

（代表的な指標）

【商労】 大企業及び中小企業のBCPの策定割合▶大企業：22%（H23） 中小企業：4%（H23）

【土木】 重要港湾における港湾BCP策定割合▶80%（H26）（再掲）



## 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定書を大分県石油商業組合と締結しており、今後、協定内容に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において備蓄体制を整える必要がある。【商労】
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。【農水】【土木】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る必要がある。【商労】

(代表的な指標)

【商労】 災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数▶42箇所（H26）（再掲）

【商労】 再生可能エネルギー供給量▶22,090TJ（H25）（再掲）

## 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組が必要である。【生環】【商労】【土木】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。【生環】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商労】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【土木】

(代表的な指標)

【商労】 災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数▶42箇所（H26）（再掲）

#### 5-4) 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、高速道路の4車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。【企画】【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率が86%（H26）、最優先啓開ルート上の道路法面对策率が41%（H26）であることなど、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。【土木】
- 物流の拠点となる港湾のBCPについては、平成28年度末までに重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPを策定する必要がある。【土木】
- 道路の防災、震災対策や無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【農水】【土木】
- 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、「大分県道路啓開計画」に基づく地区別実施計画の策定を進める必要がある。【土木】
- 県内の主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）の耐震化を推進する必要がある。【企画】

##### (代表的な指標)

- 【企画】耐震化が完了した主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）▶ 1駅（H26）（再掲）
- 【土木】地域高規格道路の整備延長▶ 67km（H26）
- 【土木】重要港湾における港湾BCP策定割合▶ 80%（H26）（再掲）
- 【土木】耐震強化岸壁の整備率▶ 33%（H26）（再掲）
- 【土木】道路橋梁の耐震化率（緊急輸送道路）▶ 86%（H26）（再掲）
- 【土木】道路法面の対策率（最優先啓開ルート）▶ 41%（H26）（再掲）

## 5-5) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP 策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。【商  
労】【農水】
- 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、さらに連絡先リストを作成し、毎年更新しているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡不通となるおそれもあるため、その場合も想定して、対応を検討する必要がある。【農水】
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断にH25 から着手しており、今後は診断結果に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】
- 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的に施設の更新や長寿命化対策を行う必要がある。【農水】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。【農水】【土木】
- 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋（延長15m以上）や農道トンネルの耐震点検に着手（H25～）し、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】

### (代表的な指標)

【農水】 県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断完了率▶60% (H26)

【農水】 農業水利施設長寿命化計画の策定箇所数▶264箇所 (H26)

【農水】 多面的機能支払交付金の協定面積▶20,514ha (H26)

【農水】 農道・農道橋等の保全対策率▶70% (H26) (再掲)

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 南海トラフ巨大地震への備えや複合災害時の防災体制の整備を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行ったところであり、この計画に基づき、総合防災訓練を毎年実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため、「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。【生環】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商労】
- 非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、大分港の港湾BCPと製油所のBCPを整合をとって策定する必要がある。【土木】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【土木】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る必要がある。【商労】
- 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は水路工作物について優先度の高いものから耐震化を進める必要がある。【企業局】

(代表的な指標)

【商労】 再生可能エネルギー供給量▶22,090TJ (H25) (再掲)

【土木】 製油所を考慮した港湾BCP策定割合(大分港)▶0%(H26)

【企業局】 電気事業における既存施設(主な建物・水管橋)の耐震化率▶81%(H26)

【企業局】 電気事業における既存施設(水路工作物)の耐震照査率▶10%(H26)

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の基幹管路の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導していく必要がある。【生環】
- 工業用水道事業における地震(津波)対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していく必要がある。【企業局】
- 大分工業用水道が管理する3系統5本の隧道について、地震崩落等による給水停止を回避するため、揚水隧道の2条化等によるネットワーク化を図り、災害時等に円滑な水運用を行うため、最適なネットワーク水運用システムの構築を行っていく必要がある。【企業局】

(代表的な指標)

【生環】 水道施設の基幹管路の耐震化率▶17.6%(H25) (再掲)

【企業局】 工業用水道事業における既存施設(主な建物・水管橋・構築物)の耐震化率▶24%(H26)

【企業局】 工業用水道の給水ネットワーク再構築における完了する工事等の割合▶20%(H26)

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震化・耐津波対策に着手し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【土木】
- 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であるので、平時から災害に備えるために下水道BCPの策定を推進する必要がある。【土木】
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【土木】
- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【土木】【生環】

（代表的な指標）

【土木】 下水道施設の耐震化、耐津波対策着手市町村数 ▶ 2市町（H26）（再掲）

【土木】 下水道BCP策定済市町村数 ▶ 3市町（H26）（再掲）

### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 地域の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【農水】【土木】
- 県内の主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）の耐震化を推進する必要がある。【企画】
- 農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、迂回路としての利用が可能となるため、今後も、整備を推進する必要がある。【農水】
- 農道は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、特に農道橋（延長15m以上）や農道トンネルの耐震点検に着手（H25～）し、適正な維持管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】
- 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外とを結ぶ広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備推進が必要である。【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率が86%（H26）、最優先啓開ルート上の道路法面对策率が41%（H26）であることなど、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。【土木】

（代表的な指標）

【企画】 耐震化が完了した主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上） ▶ 1駅（H26）（再掲）

【農水】 農道の整備延長 ▶ 5,766km（H25）

【農水】 林道等の整備延長 ▶ 2,414km（H26）

【農水】 農道・農道橋等の保全対策率 ▶ 70%（H26）（再掲）

【土木】 道路橋梁の耐震化率（緊急輸送道路） ▶ 86%（H26）（再掲）

【土木】 道路法面の対策率（最優先啓開ルート） ▶ 41%（H26）（再掲）



## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。【生環】【土木】【警察】【福祉】
- 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する必要がある。また、避難場所となる都市公園の計画的な更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る必要がある。【企画】【土木】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】

（代表的な指標）

【企画】 改善した重点密集市街地の面積▶15.2ha（H26）（再掲）

【生環】 全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備した市町村数▶18市町村（H26）（再掲）

【警察】 警察災害派遣隊の体制強化、航空機等装備資機材の整備高度化▶即応部隊5部隊・一般部隊6部隊を編成（H26）（再掲）

## 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【生環】【商労】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。【土木】
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。【生環】【土木】
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断を行い、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】

（代表的な指標）

【農水】 県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断完了率▶60%（H26）（再掲）

【農水・土木】 海岸保全施設の整備延長▶24km（H26）（再掲）

【警察】 警察災害派遣隊の体制強化、航空機等装備資機材の整備高度化▶即応部隊5部隊・一般部隊6部隊を編成（H26）（再掲）

## 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県・市町村、民間が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【土木】
- 住宅・建築物は、県民の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断・耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発活動及び補助制度による支援を行う必要がある。【土木】
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、耐震診断が義務づけられる建築物を指定する必要がある。耐震改修にあたっては、官民が連携して取り組む必要がある。宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成確保、電柱倒壊による信号機の停止を回避する対策なども必要である。【土木】【警察】

（代表的な指標）

【土木】 住宅の耐震化率▶72%（H23）（再掲）

【土木】 特定建築物の耐震化率▶85%（H24）（再掲）

【警察】 自起動式発動発電機の整備台数▶28台（H26）（再掲）

【警察】 可搬式発動発電機の整備台数▶42台（H26）（再掲）

#### 7-4) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 大分県内には、2,248 箇所の農業用ため池があり、その多くは築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高い。堤体の耐震調査を行い、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【農水】
- 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画、砂防設備・河川管理施設の長寿命化計画に基づく更新や改修が必要である。しかし、想定する計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、市町村・地域住民と連携し、ハザードマップ作成などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【農水】 ため池の改修箇所数▶502箇所 (H26)

【農水】 ため池のハザードマップを作成した箇所数▶22箇所 (H26) (再掲)

【農水】 農業用ダムの耐震診断の実施率▶70% (H26) (再掲)

#### 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関が連携して対応する必要がある。石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、官民連携による実践的な総合防災訓練を毎年実施するとともに、コンビナート協議会を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して施設の耐震化に努める必要がある。【生環】【商労】
- 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する必要がある。【商労】
- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、各関係機関は実施要領などを定め、具体的な対策を推進する必要がある。【生環】

(代表的な指標)

【生環】 総合防災訓練の実施▶毎年実施

## 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 中山間地域では、過疎化・高齢化の進行とともに、地形条件の厳しさも加わり農作業に多大な労力が必要であることから、今後、耕作放棄地の増加が懸念される。また、農地や農業水利施設等について、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となるなど、地域防災力・活動力の低下が懸念される。そのため、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。併せて、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農水】
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。また平成24年7月九州北部豪雨では、多くの河川で、山腹崩壊等により発生した多量の流木が橋梁に集積し氾濫を助長していた。そこで、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる必要がある。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の促進が必要である。【農水】

(代表的な指標)

- 【農水】 ため池の改修箇所数▶502箇所 (H26) (再掲)
- 【農水】 多面的機能支払交付金の協定面積▶20,514ha (H26) (再掲)
- 【農水】 林道等の整備延長▶2,414km (H26) (再掲)
- 【農水】 山地災害危険地区の整備地区数▶2,060地区 (H26) (再掲)

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード等の候補地を選定していない市町村に対する指導・助言を継続し、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【生環】
- 災害廃棄物処理計画の策定に併せて広域処理体制を構築する必要がある。【生環】

(代表的な指標)

- 【生環】 災害廃棄物仮置場候補地の選定市町村数▶4市町村 (H26)
- 【生環】 広域処理体制の構築▶平成27年度処理計画策定予定



### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 南海トラフ大地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することを目的として大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有をしておく必要がある。【土木】
- 建設関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、建設関係事業者のBCP策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成などの視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されているところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、建設業においては、建設機械の自社保有からレンタルへの移行が進んでおり、災害時における応急復旧活動を円滑に行う観点から改善を図る必要がある。【土木】
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧/復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、職員の派遣に係る広域応援について定めた「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確保する必要がある。【総務】【生環】

（代表的な指標）

【総務・生環】 広域的な応援体制の構築 受援計画の策定 ▶ 0ブロック (H26)

【土木】 高校生向け建設業会社説明会の開催 ▶ 1回/年 (H27)

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難マップの作成、避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化するための支援等の取組を充実させる必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練や避難所運営等、自主防災活動の要となる防災士の継続した養成・育成が必要である。【生環】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】
- 地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化する必要があるとともに、大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る必要がある。【生環】

（代表的な指標）

【生環】 自主防災組織率 ▶ 93.96% (H26)

【生環】 自主防災組織避難訓練等実施率 [津波浸水想定区域] ▶ 44.3% [75.5%] (H26)

【生環】 自主防災組織等（住民30人以上）への防災士確保割合 ▶ 65.9% (H26)

【生環】 自主防災組織等（住民30人以上）への女性防災士確保割合 ▶ 10.3% (H26)

【生環】 消防団員の条例定数に対する充足率が95%以上の市町村数 ▶ 7市町村 (H26)（再掲）

【警察】 警察災害派遣隊の体制強化、航空機等装備資機材の整備高度化 ▶ 即応部隊5部隊・一般部隊6部隊を編成 (H26)（再掲）



#### 8-4) 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分ではないため、その検討を進める必要がある。【企画】【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁耐震化促進や道路法面对策推進、主要な駅や緊急輸送道路と交差する鉄道施設の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進が必要である。しかし、計画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に、国・市町村等とも連携して総合的に取組を進める必要がある。【企画】【土木】
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【企画】【土木】
- 重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPを策定する必要がある。【土木】

(代表的な指標)

- 【企画】 耐震化が完了した主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）▶ 1駅（H26）（再掲）
- 【土木】 地域高規格道路の整備延長▶ 67km（H26）（再掲）
- 【土木】 道路橋梁の耐震化率（緊急輸送道路）▶ 86%（H26）（再掲）
- 【土木】 道路法面对策率（最優先啓開ルート）▶ 41%（H26）（再掲）
- 【土木】 耐震強化岸壁の整備率▶ 33%（H26）（再掲）
- 【土木】 重要港湾における港湾BCPの策定率▶ 80%（H26）（再掲）

#### 8-5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【土木】
- 過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き推進する必要がある。【農水】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。【農水】【土木】

(代表的な指標)

- 【農水・土木】 海岸保全施設の整備延長▶ 24.0km（H26）（再掲）
- 【土木】 下水道による都市浸水対策達成率▶ 48%（H26）（再掲）
- 【土木】 内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数▶ 5市町（H26）（再掲）
- 【土木】 浸水対策が行われた地区数▶ 30地区（H26）（再掲）

## (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### 1 個別施策分野

#### 1) 行政機能／警察・消防等

##### 《行政機能》

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。また、迅速な復旧復興に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【総務】【生環】3-2、【総務】【生環】【農水】【土木】2-1、【農水】【土木】3-2
- 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、県庁舎及び地方総合庁舎等の耐震化を進めてきたが、津波対策として県庁舎新館及び別館の受変電設備の高架化などを行う必要がある。併せて県有施設の吊り天井の耐震化を行うことにより、施設利用者の安全を確保する必要がある。【土木】3-2
- 大分県業務継続計画（本庁版BCPと地域版BCP）を毎年度見直すことで、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図る必要がある。【生環（総務）】3-2
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、職員派遣の広域応援により復旧・復興を円滑に進めるための体制整備を図る。【総務】【生環】8-2
- 南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となり、その活動拠点となる広域防災拠点が重要な役割を果たす。現在、「大分県広域防災拠点基本計画」及び「大分県広域受援計画」を策定し、地域ブロックごとの活動拠点となる候補施設の選定を行うこととしているが、これと平行して、広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材を整備する必要がある。また、様々な事態を想定して訓練を行い、万全の応援体制を構築する必要がある。【生環】2-3

##### 《警察・消防等》

- 地域の治安を維持する警察署、地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化し、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【警察】2-3、3-1、3-2、【生環】2-3、3-2
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の無線中継所リンク回線の高度化等を着実に推進する必要がある。【生環】1-1、7-1、【警察】1-1、1-5、4-1、7-1
- 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により編成した部隊における、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備、各種災害を想定した訓練を継続実施する必要がある。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。また、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】2-3、3-1、7-1、7-2、8-3
- 地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化する必要があるとともに、大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る必要がある。【生環】7-1、8-3
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく必要がある。【警察】3-1、7-3

## 2) 住宅・都市／環境

- 機能が集積している地域の防災・減災対策を進めるとともに、中枢機能等のバックアップを確保する必要がある。
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要がある。【企画】【福祉】【生環】【土木】 1-1
- 津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【生環・土木・教育】 1-2
- 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する必要がある。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安心な都市空間の形成を図る必要がある。【土木】 1-1、2-5、7-1、【企画】 1-1、7-1
- 住宅・建築物等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、避難所等にも利用される県有施設、社会福祉施設の耐震化は更に促進を図る必要がある。また、県民への啓発活動とともに、住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用し、地震に対する安全性が明らかでないホテル・旅館等の耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、耐震化の目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材及び県営住宅等のガス配管の耐震対策を推進する必要がある。【教育】 1-1、【福祉】 2-6、【土木】 1-1、7-3 【警察】 1-1
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）及び農業集落排水施設等の耐震化・耐津波対策、老朽化対策の推進により、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であるので、平時から災害に備えるために下水道BCPを策定する必要がある。また、市町村に対し、水道施設の耐震化を指導していく必要がある。【土木】 2-7、6-3、【生環】 2-1、6-2
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策、津波からの避難を確実にを行うための避難場所や避難路の確保が必要である。交通麻痺を回避する観点から、鉄道施設、沿線・沿道の建物倒壊による被害に対し、国・県・市町村、民間が連携した取組を強化する必要がある。また、宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成確保なども必要である。【生環】 1-2、【土木】 1-1、1-2、7-3、【企画】 1-1、5-4、6-4、8-4、【警察】 7-3
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【農水】【土木】 1-2
- 災害廃棄物処理計画の策定に併せて広域処理体制を構築するとともに、市町村に対する指導・助言により災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード等の候補地確保を促進する必要がある。【生環】 8-1
- 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する必要がある。また、有害物質の大規模拡散・流出等の漂流物防止対策や事故発生を想定したマニュアルの整備や訓練など、関係機関が連携して取り組む必要がある。【商労】 7-5、【生環】 7-2、7-5
- 近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して防災対策を推進する必要がある。【生環】 7-5
- 浄化槽について、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【土木】【生環】 6-3



### 3) 保健医療・福祉

- 広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・輸送・治療能力等を上回るおそれがあることから、県外からの応援受入も含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【福祉】 2-3、2-6、【総務】【生環】 2-6
- 災害拠点病院の耐震化率は92%（H26）と整備は進んでいるが、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。併せて、災害時医療活動マニュアルの策定や災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。【福祉】 2-6
- 病院と社会福祉施設は避難所等にも利用されることもあることから、耐震化の促進を図る必要があるが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、被害発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要がある。【福祉】【病院】 1-1
- 基幹災害拠点病院である県立病院において防災・減災機能（食料・水の確保、浸水対策など）の強化を図るとともに、災害時に必要な医療を提供できるよう災害対応訓練の実施等により機能強化を図る。また、災害対策として電子カルテデータを県外にバックアップするシステムを導入しているが、効果的な運用について検討する。【病院】 2-6
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備に向けた研修、避難所を運営する人材の確保等について、官民が連携して推進する必要がある。併せて、インフラ被災時には、現地に到達できなくなるおそれがあるため、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。【福祉】【農水】【土木】 2-6、【企画】 7-1
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める必要がある。【生環】【福祉】 2-6
- 福祉避難所については、福祉施設を中心に指定を推進してきたが、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難所（福祉避難室）として指定することを市町村に対して働きかける必要がある。併せて、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する必要がある。【福祉】 2-6
- 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の5カ年計画で整備を進めているが、備蓄場所が確定していない地域があるため、関係機関との調整が必要である。【福祉】 2-1
- 感染症の発生防止のため、平時から市町村で予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え、災害発生時により迅速的確に実施できるよう取組を促進する必要がある。【福祉】 2-7
- 被災地で地区災害対策本部保健班が行う公衆衛生活動を支援する災害時公衆衛生対策チームの派遣体制について検討を行う必要がある。【福祉】 2-7

#### 4) エネルギー／情報通信／産業構造

##### 《エネルギー》

- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る必要がある。【商労】 2-4、5-2、6-1
- 災害発生時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定を大分県石油商業組合と締結しているが、今後、国の補助事業を活用し、協定内容に基づき、中核給油所（31 箇所）と小口配送拠点（11箇所）において備蓄体制を整える必要がある。【商労】 2-1、2-4、3-2、5-2
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【生環】 3-2
- 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後、水路工作物について優先度の高いものから耐震化を進める必要がある。【企業】 6-1
- 非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、大分港の港湾BCPと製油所のBCPを整合させる必要がある。【土木】 6-1

##### 《情報通信》

- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。また、市町村におけるJアラートの自動起動機受信機の整備や防災行政無線の整備等により、県民への情報の確実かつ迅速な提供を着実に推進する必要がある。併せて、全市町村に導入済の災害情報共有システム（Lアラート）の活用を図っていく必要がある。【土木】 1-5、【生環】 1-5、3-2
- 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、ケーブルの地中化や被災想定箇所の迂回経路の構築を推進しているところであるが、架空区間は引き続き災害による断線が想定されるため、管路が整備された区間については積極的に地中化を図る必要がある。また、携帯電話の不感地域の解消を図るため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、不感地域の解消を図る必要がある。【商労】 3-2

##### 《産業構造》

- 企業のBCP策定を促進するため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う必要がある。【商労】 5-1、5-5
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な復旧に必要となる体制整備等を定めるため、重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPを策定する必要がある。特に製油所が存する大分港の港湾BCPは、非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、製油所のBCPと整合を取って策定する必要がある。【土木】 5-1、5-4、6-1、8-4
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【生環】 【土木】 5-3、6-1、7-2、【商労】 5-2、5-3、6-1、7-2、7-5
- 工業用水道事業における地震（津波）対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していく必要がある。また、隧道内の地震崩落等による給水停止を回避するため、揚水隧道の2条化等によるネットワーク化を図り、災害時等に円滑な水運用を行うシステム構築を行っていく必要がある。【企業】 6-2
- インフラが被災すると、エネルギー供給やサプライチェーンの確保が困難となるため、陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保する。道路や護岸等の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【土木】 2-1、2-4、5-1、5-2、5-4、6-4、【農水】 2-1、2-4、5-1、5-2、5-4、6-4



## 5) 交通・物流

- 各地域の主体性を確立すること等を通じて多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に対して粘り強くしなやかに対応できる県土づくりを進めることで、地域の活力を高める必要がある。【土木】
- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、高速道路の4車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。【企画】 5-4、【土木】 2-1、5-4、8-4
- 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外とを結ぶ広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備を推進する必要がある。【土木】 6-4
- 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、災害発生後の輸送経路や迂回路としても利用が可能となるため、今後も整備が必要である。また、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】 2-2、5-5、6-4、7-6
- インフラが被災すると、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーンの確保が困難となるため、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。これに向け、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策や老朽化対策、圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ緊急輸送路にある橋梁の耐震化、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を重点化した道路法対策が必要である。また、進捗が途上であること、広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがあるなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【土木】【農水】 2-1、2-2、2-5、2-6、3-2、5-1、5-2、5-4、5-5、6-4
- 発災後は、輸送経路確保や孤立集落の解消に向け、迅速な道路啓開が必要となる。資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制を確立することを目的として大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく必要がある。【生環】 2-1、【土木】 2-1、2-2、2-3、5-1、5-4、8-2
- 建設関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、建設関係団体内部におけるBCP策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成などの視点に基づく横断的な取組が必要である。また、道路啓開等を担う建設業においては、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、災害時における応急復旧活動を円滑に行う観点から建設機械の自社保有を促進する必要がある。【土木】 8-2
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大と備蓄場所未確定地域の調整に務める必要がある。併せて、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。【福祉】【商労】 2-1
- 広域的かつ大規模な災害発生時、県内で流通在庫備蓄などの物資が十分に調達できない場合に備え、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る必要がある。【総務】【生環】 2-1
- 物流の拠点となる港湾の迅速な復旧に必要な体制整備等を定めるため、重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPを策定する必要がある。【土木】 5-1、5-4、8-4
- 企業のBCP策定を促進するため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う必要がある。【商労】 5-1、5-5

## 6) 農林水産

- 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する取組を強化していく必要がある。また、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡不通となるおそれもあるため、その場合も想定して、対応を検討する必要がある。【農水】5-5
- 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的に施設の更新や長寿命化対策を行う必要がある。また、災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断結果に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】5-5、7-2
- 中山間地域では、過疎化・高齢化の進行とともに、地形条件の厳しさも加わり農作業に多大な労力が必要であることから、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。また、農地や農業水利施設等について、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となるなど、地域防災力・活動力の低下が懸念される。そのため、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。併せて、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農水】5-5、7-6
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、山腹崩壊等により発生した多量の流木が橋梁に集積し氾濫を助長するなど、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念される。そこで、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する必要がある。また、併せて、治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる必要がある。【農水】7-6

## 7) 国土保全

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、リスクの想定が十分ではないため、その検討を進める必要がある。また、想定した計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、施設整備が途上であることが多いこと、想定規模以上の地震等では対応が困難であることなどから、大きな人的被害が発生するおそれがある。様々な部局・機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハザードマップ作成や津波避難計画の策定などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて取り組む必要がある。【企画】【土木】8-4、【生環】【農水】【土木】1-2、1-3、【農水】【土木】7-4、【教育】1-2
- これまで大分県の海岸保全施設は、高潮被害に対して整備を進めていたが、東日本大震災を受け、今後は、比較的発生頻度の高い津波についても施設整備の推進を図る必要がある。津波遡上シミュレーションや耐震性調査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。【農水】1-2、8-5、【土木】1-2、7-2、8-5
- 河川改修やダム建設などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。また砂防設備・河川管理施設の長寿命化計画に基づく更新や改修が必要である。また、市町村・地域住民と連携したハザードマップ作成などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。【土木】1-3、7-4
- 土砂災害対策事業を確実に実施していくとともに、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定を加速するなどのソフト対策が必要である。【土木】1-4
- 過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き推進する必要がある。また、浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップを作成・公表する必要がある。【土木】1-3、8-5
- 農業用ため池の多くは築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高い。農業用ダムとともに耐震調査を行い、施設の維持・補修を計画的に実施することが重要である。また、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策にも取り組み、地域防災力を強化する必要がある。【農水】1-4、7-4
- 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策、災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地の人工林を中心とした間伐や鳥獣害防止施設等の整備など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。【農水】1-4
- 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、「被害をできる限り軽減（減災）」する必要がある。【生環】【土木】1-4

## 2 横断的分野

### 1) リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

- 本県の地域強靱化を進めるには、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が、リスクコミュニケーションを通じ、それぞれの役割を認識し連携する必要がある。
- 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けることや人と人のつながり絆の大切さを学ぶことができる防災教育の一層の充実を図る必要がある。
- 災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。
- リスクコミュニケーションを進める分野横断的な取組が必ずしも十分でないことから、関係者が連携して取組を進める協議会などの推進体制を整備する必要がある。

### 2) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」の実現を検討する必要がある。また、平素からの防災士と自治会長の連携方策や、平時は地区の集会所として活用する避難所の整備など、柔軟な発想や制度創設も必要である。
- 地域において県民が安心して生活することができるようにするためには、住民一人ひとりが防災意識を持つことが重要であり、住民が地域防災の担い手となり災害が起きた時の対応力を向上する必要がある。市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難マップの作成、避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化し、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練等、自主防災活動の要となる防災士、地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実強化など、地域に根ざした人材の確保・育成が必要である。

### 3) 老朽化対策

- 本県の県民生活や社会経済活動は、道路・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。また、庁舎や県民利用施設、学校等の県有建築物についても、県民サービスを提供する施設として、その役割を果たしている。これらは、高度成長期以降に集中的に整備されており、今後、一斉に老朽化することが課題となっているため、計画的に対応する必要がある。
- 老朽化した様々なインフラは、建設年度や構造形式、劣化や損傷等の状況も異なるため、施設の状態を的確に把握し、計画的かつ戦略的に維持管理を行う必要がある。そのためには、施設の点検を着実に進め、対策の内容や時期等を長寿命化計画として策定し、計画に基づき適切なタイミングで補修等を実施、そして、それらを台帳で管理するといったアセットマネジメントの取組を着実に推進していくことが大切である。併せて、維持管理に係る技術者の育成等体制面の整備も図っていく必要がある。



### (別紙3) 各プログラムの推進方針

#### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

##### 1-1) 住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化について、県民への啓発活動とともに、住宅耐震化補助制度による支援や、ホテル・旅館等の耐震診断義務付け建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、耐震化の目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、吊り天井など非構造部材及び県営住宅等のガス配管の耐震対策を推進する。【生環】【土木】【教育】【警察】
- 特に、避難所等にも利用される官庁施設、学校施設、病院、社会福祉施設等については、耐震化を着実に推進する。【福祉】【土木】【教育】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の対策や交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。【企画】【土木】
- 大規模な火災の可能性がある重点密集市街地等について、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する。また、避難場所となる都市公園を計画的に更新・補修するとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成に取り組む。【企画】【土木】
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る。【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院】【教育】【警察】

##### 1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば、人口・機能が集積する臨海部産業地域や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策を検討する。【生環】【農水】【土木】【教育】【警察】
- 高潮被害に対して整備を進めていた海岸保全施設について、比較的発生頻度の高い津波についても、施設整備の推進を図る。【農水】【土木】
- 津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【生環】【土木】【教育】
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【農水】【土木】



### 1-3) 異常気象等による度重なる市街地等の浸水

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするために、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【生環】【農水】【土木】
- 河川改修やダム建設などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。【農水】【土木】
- 排水機場や管渠等の排水施設の整備を推進する。また、過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減に引き続き取り組む。【土木】
- これまで関係市町村が洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、県内の市町村や地域が一体となった洪水避難対策を推進する。また、浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表の取組を推進する。【土木】

### 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

- 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害の軽減（減災）を図る。【土木】
- 火山噴火災害に対して、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する。【生環】【土木】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定の取組を加速する。また、ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に進める。【土木】
- 農業用ダムについて、想定される地震動に対し十分な耐震性能を有しているか診断を行うとともに、施設の維持・補修を計画的に行う。また、ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策による減災対策にも取り組み、地域防災力の強化を図る。【農水】
- 山地災害危険地区について、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる。【農水】
- 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地の人工林を中心に間伐を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。【農水】

### 1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- Jアラートや防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。併せて、避難行動の判断に必要な河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【生環】【土木】【警察】
- 多様化が進められている様々な情報収集・提供手段により得られた情報の効果的な活用をより一層充実させるため、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能の強化を図る。【福祉】【生環】

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農水】【土木】
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【総務】【生環】【農水】【土木】
- 水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導し、耐震化を促進する。【生環】
- 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の5カ年計画で整備を進めているが、備蓄場所が確定していない地域について、早急な取組を図る。【福祉】
- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において、国の補助事業を活用して備蓄体制の整備を進める。【商労】
- 災害時における生活必需物資の不足が発生することがないように、民間事業者との物資調達・供給確保等の協力協定の締結先の更なる拡大を図り、流通在庫備蓄の整備を進める。併せて、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく。【福祉】【商労】
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、県内で流通在庫備蓄などの物資が十分に調達できなくなるおそれがあることから、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る。【総務】【生環】

### 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策の検討を進める。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルの耐震点検に着手し、道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。また、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の推進も必要である。【農水】
- 県都大分市と12生活圏域の中心都市を結ぶルート等の橋梁の耐震化を進めてきたが、今後は、圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を推進する。併せて、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を含む啓開ルートを重点化して道路法面対策についても推進を図る。【土木】
- 発生した孤立集落を早期に解消する迅速な道路啓開を行う体制を確立させるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有を図る。【土木】

### 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する迅速、的確な応急活動が必要となるため、その活動拠点となる防災拠点の各地域ブロックごとの候補施設の選定を進める。また、これと並行して、広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材の整備を進める。【生環】
- 地域における救助・救急の活動拠点となる警察施設、消防施設について、施設の耐災害性の強化を図る。【生環】【警察】
- 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により、即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊を編成し、実践に即した訓練を実施しているが、今後も、各種災害を想定した訓練を継続実施することで災害対応能力を向上させるとともに、同派遣隊運用に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進を図る。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、県内の人材だけでは不足することが考えられるため、県外からの応援部隊・災害ボランティアの受入れ、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【福祉】【生環】【土木】

### 2-4) 救助・救急、医療、福祉支援活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において、国の補助事業を活用して備蓄体制の整備を進める。【商労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商労】
- 輸送路等インフラの被災によりエネルギー供給を途絶させないため、道路や護岸等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する。【農水】【土木】

### 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の5カ年計画で整備を進めているが、備蓄場所の選定についても、関係機関と協議を進める。【福祉】
- 帰宅困難者や負傷者の安全を確保するため、一時退避施設として都市公園の整備を進める。【土木】
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の取組を推進する。【農水】【土木】

## 2-6) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害で多くの県民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。【総務】【福祉】【生環】
- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院の耐震化を着実に推進する。併せて、災害時医療活動マニュアルの策定や災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る。【福祉】
- 基幹災害拠点病院である県立病院において防災・減災機能（食料・水の確保、浸水対策など）の強化を図るとともに、災害時に必要な医療を提供できるよう災害対応訓練の実施等により機能強化を図る。また、災害対策として電子カルテデータを県外にバックアップするシステムを導入しているが、効果的な運用について検討する。【病院】
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める。【生環】【福祉】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、市町村の福祉避難所の指定を推進するとともに、運営や支援の在り方、人材の確保等について、官民が連携して検討を進める。【福祉】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）は指定目標数に達成しているため、今後は、隊員の研修により機能強化を図る。併せて、災害発生後、災害拠点病院等に到達できるよう、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する。【福祉】【農水】【土木】

## 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【福祉】
- 被災地で地区災害対策本部保健班が行う公衆衛生活動を支援する災害時公衆衛生対策チームの派遣体制等について検討を行う。【福祉】
- 下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定を着実に推進し、災害時における下水道機能の継続・早期回復させるための体制づくりを進める。【土木】

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 警察施設の耐災害性を強化するとともに、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。【警察】
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、各種災害を想定した訓練の継続実施により災害対応能力の強化を図る。【警察】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく。【警察】



### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 県の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要があることから、大分県業務継続計画（本庁版BCP・地域版BCP）の毎年度の見直しにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図る。併せて、市町村版BCP作成を促進する。【生環】【総務】
- 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、県庁舎及び地方総合庁舎等の耐震化など耐災害性の強化を図る。【土木】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【商労】
- 南海トラフ地震のような大規模災害発生時においても、警察、消防機能を十分機能させるため、警察施設、消防施設の耐震化を推進する。【生環】【警察】
- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において、国の補助事業を活用して備蓄体制の整備を進める。【商労】
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】
- 県有施設の吊り天井の耐震化を行うことにより、施設利用者の安全を確保する。【土木】

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 情報通信の麻痺・長期停止

- 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、ケーブルの地中化や被災想定箇所の迂回経路の構築を推進しているところであるが、架空区間は引き続き災害による断線が想定されるため、管路が整備された区間については積極的に地中化を進める。【商労】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【農水】【土木】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の無線中継所リンク回線の高度化等を着実に推進する。【警察】
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、不感地域の解消を図る。【商労】
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる情報共有システム（Lアラート）の活用を図る。【生環】



## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。【商労】
- 企業のBCPについては、大企業では22%、中小企業では4%にとどまっている（H23）ため、策定を促進し、その実効性を向上させるため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う。【商労】
- 物流の拠点となる重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）について、迅速な復旧に必要な体制整備等を定めた港湾BCPの策定に取り組む。【土木】
- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立させるため大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有を図る。【土木】
- 道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】

### 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、中核給油所（31箇所）、小口配送拠点（11箇所）において、国の補助事業を活用して備蓄体制の整備を進める。【商労】
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。【農水】【土木】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商労】

### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナート等に関する施設整備は、官民含め複数者が保有・管理していることから、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組を行い、防護機能の強化を図る。【生環】【商労】【土木】
- 石油コンビナート地区の災害発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練を実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。【生環】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商労】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【土木】

### 5-4) 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 災害時の輸送の代替性を確保するため、高速道路の4車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する。【企画】【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や道路法面对策など、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める。【土木】
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な航路啓開を図るため、重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPの策定を進める。【土木】
- 道路の防災、震災対策や無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】
- 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画の策定を進める。【土木】
- 県内の主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）の耐震化を推進する。【企画】

## 5-5) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、取組の強化を図る。【商労】【農水】
- 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、更に連絡先リストを作成し、毎年更新しているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡不通となるおそれもあるため、その場合を想定した対応の検討を進める。【農水】
- 災害発生後も水産業が継続・早期再開できるよう、県管理拠点漁港における耐震・耐津波性の向上に必要となる対策工事を進める。【農水】
- 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的な施設の更新や長寿命化対策を行い、その解消を図る。【農水】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないために、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる。【農水】【土木】
- 農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検など道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。【農水】

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいた実践的な総合防災訓練の実施により、関係機関の連携強化と災害対応能力の向上を図るとともに、地震や津波による被害を最小化するため、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。【生環】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商労】
- 非常時の迅速な石油の海上輸送経路啓開に向けて、大分港の港湾BCPと製油所のBCPを整合を取って策定する。【土木】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【土木】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商労】
- 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は水路工作物について優先度の高いものから順次耐震化を進める。【企業局】

## 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導し、耐震化を促進する。【生環】
- 工業用水道事業における地震（津波）対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していく。【企業局】
- 大分工業用水道が管理する3系統5本の隧道について、地震崩落等の災害時にも給水停止を発生させない円滑な水運用を行うため、揚水隧道の2条化等によるネットワーク化など最適なネットワーク水運用システムの構築を進める。【企業局】

## 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震化・耐津波対策に着手し、被災時の公衆衛生を確保する。【土木】
- 下水道BCPの策定を着実に推進し、災害時における下水道機能の継続・早期回復させるための体制づくりを進める。【土木】
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に進める。【土木】
- 浄化槽について、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、設置・管理状況を把握するため、浄化槽管理台帳システムの整備を進める。【土木】【生環】

## 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 地域の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農水】【土木】
- 県内の主要駅（1日あたり乗降者が1万人以上）の耐震化を推進する。【企画】
- 農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、迂回路としての利用が可能となるため、今後も、整備を推進する。【農水】
- 農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検など道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。【農水】
- 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外とを結ぶ広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備を推進する。【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や道路法面対策など、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める。【土木】

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備により、大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的取組を進める。【福祉】【生環】【土木】【警察】
- 大規模な火災の可能性がある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を進める。また、避難場所となる都市公園の計画的な更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る。【企画】【土木】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】

### 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地区住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民が連携し実施する。【生環】
- 地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【生環】【商労】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する。【土木】
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生させないため、漂流物防止対策を推進する。【生環】【土木】
- 災害発生後も水産業が継続・早期再開できるよう、県管理拠点漁港における耐震・耐津波性の向上に必要となる対策工事を推進する。【農水】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】



### 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県・市町村、民間が連携した取組を強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされない事態を避けるため、それらの耐災害性の向上を図る。【土木】
- 住宅・建築物の耐震化について、県民の耐震化に対する認識を向上するための啓発活動や、補助制度による耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減するための支援などの対策に取り組む。【土木】
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、耐震診断が義務付けられる建築物を指定するとともに、耐震改修について官民が連携した取組を進める。また、宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成確保、電柱倒壊による信号機の停止を回避する対策などにも取り組む。【土木】【警察】

### 7-4) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池について、堤体の耐震調査を行い、その結果に基づく対策を実施する。【農水】
- 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画、砂防設備・河川管理施設の長寿命化計画に基づく更新や改修が必要であるが、想定する計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、市町村・地域住民と連携し、ハザードマップ作成などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた対策に取り組む。【農水】【土木】

### 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練の実施や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関が連携して取組を行う。【生環】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、官民による総合防災訓練を毎年実施するとともに、コンビナート協議会を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して施設の耐震化に努める。【生環】【商労】
- 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する。【商労】
- 近隣原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、各関係機関は実施要領などを定め、具体的な対策を推進する。【生環】

## 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 中山間地域の農村集落について、地域コミュニティを最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る。併せて、地域の主体性・協働性を活かした地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農水】
- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）の維持、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクを軽減させるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。また、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせで推進する。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組を促進する。【農水】

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード等の候補地を選定していない市町村に対する指導・助言を継続し、ストックヤードの確保を促進する。【生環】
- 災害廃棄物処理計画の策定に併せて広域処理体制を構築する。【生環】

### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 南海トラフ大地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立させるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関で認識・共有を図る。【土木】
- 建設関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、建設関係事業者のBCP策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を進める。【土木】
- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を行う取組を行う。また、建設機械の自社保有からレンタルへの移行が進んでおり、災害時における円滑な応急復旧活動に支障が出るおそれがあることから、その改善を図る取組を進める。【土木】
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、職員派遣の広域応援により復旧・復興を円滑に進めるための体制整備を図る。【総務】【生環】

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の対応力を向上するために、必要なコミュニティ力を構築する。市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難マップの作成、避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化するための支援等の取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練等、自主防災活動の要となる防災士の継続した養成・育成を推進する。【生環】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊（警備部隊等）5部隊、一般部隊（特別交通部隊等）6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】
- 地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。【生環】

### 8-4) 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害想定、幹線が分断するリスク想定などの想定精度の向上を図る。【企画】【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面对策の推進、主要な駅や緊急輸送道路と交差する鉄道施設の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進を図っているが、これらの基幹インフラの計画規模を超える広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に、国・市町村等とも連携して総合的に取組を進める。【企画】【土木】
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を着実に進める。【企画】【土木】
- 重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）の港湾BCPの策定を進める。【土木】

### 8-5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。【土木】
- 過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減、揚水機場や管渠等の排水施設の整備について、引き続き取組を推進する。【農水】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策について検討を進める。【農水】【土木】